

成年後見等開始の申立てをお考えの方へ

精神鑑定とその費用について

(和歌山家庭裁判所)

成年後見、保佐及び補助の3種類のいずれの場合も、審判の申立てをする際には、医師が作成した診断書の提出が必要となります。診断書については、同封の**診断書（成年後見制度用）**をご利用ください。この診断書は、本人の判断能力の程度を把握し、審理の方針を立てる上で重要な役割を果たします。これ以外の診断書が提出された場合には、改めて診断書（成年後見制度用）を提出していただくことがありますので、ご注意ください。

また、成年後見及び保佐を開始する審理を進めるためには、原則として、本人の判断能力の状況について、医師による**鑑定**が必要となります。成年後見及び保佐が開始されますと、本人を保護することになりますが、他方で、本人の法律行為が制限されることになるため、慎重な判断が求められるからです。鑑定の結果は鑑定書にまとめられ、家庭裁判所が審理をする際の資料となります。

ただし、提出された診断書（成年後見制度用）等の資料により、本人に判断能力がないことが明らかであると家庭裁判所が認めたときは、鑑定は行われません。

そこで、本人の主治医等の医師に診断書（成年後見制度用）の作成を依頼される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合には鑑定を引き受けていただけますよう、お話しください。そして、医師に同封の「**成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ**」という書面をお渡しいただき、「**鑑定についてのお尋ね**」に併せて記入してもらってください。その医師が鑑定を引き受けられないという場合には、家庭裁判所で鑑定医を探すことになり、その分時間がかかることとなります。

なお、鑑定の費用は、5万円から10万円程度となります。鑑定が必要な場合は、改めて、家庭裁判所から申立人に鑑定料納付の連絡をしますので、連絡を受けた場合は、すみやかに鑑定料を納付してください。